

【韓国】 温室効果ガス排出量の割当て及び取引に関する法律

海外立法情報課・藤原 夏人

* 2012年5月2日、韓国国会本会議において、「温室効果ガス排出量の割当て及び取引に関する法律案」が可決され、同年5月14日に公布された。キャップ・アンド・トレード方式による温室効果ガス排出量の取引制度が、2015年1月1日から実施される。

1 経緯

2010年1月、「低炭素グリーン成長基本法」が制定された。同法は李明博（イ・ミョンバク）政権が掲げる「低炭素グリーン成長」戦略の基本法であり、同法第46条において、別途の法律により、キャップ・アンド・トレード方式（排出量の上限を定めて取引する方式）による温室効果ガス排出量（原文では「温室ガス排出権」）の取引制度を導入することが定められた。政府は2010年11月に、2013年1月からの導入を目指して「温室効果ガス排出量の取引制度に関する法律案」を立法予告した。しかし、産業界から大きな反発があったため、法案の国会提出を一旦保留した。

政府は2011年2月28日、取引制度の開始時期を2015年1月に延期する等、産業界に配慮した修正案を再び立法予告し、同年5月に国会に提出した。政府案は、国会の気候変動対応・グリーン成長特別委員会での審査において、他法案と一本化され、その過程でさらに修正が加えられた。一時は成立が危ぶまれたが、第18代国会終了による廃案を目前に控えた2012年5月、本会議において可決された。

2 制定法の概要

全8章（本則43か条及び附則3か条）から構成される。概要は次のとおりである。

・排出量取引制度基本計画

政府は、排出量取引制度に関する中・長期の政策目標及び基本方針を定めた10年単位の基本計画を、5年ごとに策定しなければならない（第4条）。

・国家排出量割当計画及び排出量割当委員会

政府は排出量割当ての計画期間（5年）ごとに、排出許容総量、割当対象部門及び業種等に関する割当計画を策定しなければならない（第5条）。割当てに関する事項等を審議・調整するため、企画財政部（財務省に相当）に排出量割当委員会を置く（第6条）。同委員会の委員長は企画財政部長官とする（第7条）。

・割当対象及び割当方法

大統領令に規定する主務官庁が、割当計画の対象となる部門及び業種に該当する事業者中、最近3年間の年平均排出量が125,000二酸化炭素トン以上の事業者又は25,000二酸化炭素トン以上の事業所を有する事業者及び自ら指定されることを希望する事業者を指定し告示する（第8条）。対象業者への割当て（有償又は無償）は主務官

庁が割当計画に基づいて行い、無償割当比率は大統領令で定める（第 12 条）。ただし、2020 年までは無償割当比率を 95%以上とする（附則第 2 条）。

・排出量の取引

排出量は、売買その他の方法により取引することができ（第 19 条）、次年度への繰越し又は次年度分からの借入れ（第 28 条）、他のプロジェクト等における削減量の排出量への転換（第 29 条）もできる。主務官庁は排出量取引所を指定し、又は設置・運営することができる（第 22 条）。取引価格高騰、需要急増等が生じた場合は、主務官庁が排出量割当委員会の審議を経て市場安定化措置を講ずることができる（第 23 条）。

・排出量の報告等

対象業者は、実施年度ごとに排出量を主務官庁に報告する（第 24 条）。主務官庁は報告内容を評価し、排出量を認証する（第 25 条）。それらに関する事項を審議・調整するため、主務官庁に排出量認証委員会を置く（第 26 条）。

・金融・税制上の支援

政府は、温室効果ガス削減設備の設置、関連技術開発事業等に対し、金融・税制上の支援、補助金の支給その他必要な支援を行うことができる（第 35 条）。

・課徴金、罰則及び過料

排出量が、主務官庁に提出した排出枠を超過したときは、超過量に応じて平均市場価格の 3 倍以下（ただし 1 二酸化炭素トン当たり 10 万ウォン以下）の課徴金を納付する（第 33 条）。また、違反行為には罰則（第 41 条）又は過料（第 43 条）が科される。

3 今後の動き

政府は、この法律が新たな設備投資、再生エネルギー開発等につながるものと期待している。大統領令は公布後 6 か月以内に制定する予定であり、取引制度の主務官庁が大統領令で決定された後、排出量取引所も決定される見通しである。現在、韓国取引所（KRX）と韓国電力取引所（KPX）が、排出量取引所の誘致に乗り出している。

2011 年 12 月に開催された第 17 回気候変動枠組条約締約国会議（COP17）において、京都議定書に代わる新枠組みの 2020 年からの実施を目指すことが合意された。新枠組みでは、韓国も削減義務国に加わることが確実視されるため、政府は取引制度の導入を通じて今後の交渉で先手を打ち、削減量を最小化しようとしている。

参考文献（インターネット情報は 2012 年 7 月 19 日現在である。）

- ・諸橋邦彦ほか「韓国「低炭素グリーン成長基本法」—経済と環境が調和した発展に向けて」『外国の立法』No.243, 2010.3, pp.19-49. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1166430_po_024302.pdf?contentNo=1>
- ・「온실가스 배출권의 할당 및 거래에 관한 법률안(대안)」(温室効果ガス排出量の割当て及び取引に関する法律案(委員会代案)) <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_X1M2V0M2V0G7X0Y9B4O8Z1O6N0D2G8>
- ・「여야, 초당적 협력으로 '배출권거래제법' 제정」(与野、超党派的協力で「排出量取引制法」制定) <<http://www.greengrowth.go.kr/?p=51233>>